



DIOCESE OF HIROSHIMA

ALEXIS MITSURU SHIRAHAMA
DEI ET APOSTOLICAE SEDIS GRATIA EPISCOPUS HIROSHIMAENSIS

BISHOP'S OFFICE
4-42 NOBORI-CHO
NAKA-KU HIROSHIMA
〒730-0016 JAPAN

PROT.N.

2026年3月16日

広島教区の各小教区

主任司祭・会計担当者

外国語ミサの担当司祭 各位

広島教区

教区長 アレキシオ 白浜 満

J-CaRM 担当 フレデリック

小教区における外国語ミサの司式司祭の交通費について
J-CaRM 広島教区担当者からのお願い

+ 主の平和

春暖の候、聖週間および新年度に向けた準備のため、ご多忙な日々をお過ごしのことと思います。

小教区の信者、また外国籍の信者の宣教司牧のためにご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、教区内では日本語による主日のミサとは別に、外国籍の信者のため、外国語（英語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語など）によるミサが行われています。その際、これまで、外国語ミサの司式司祭の交通費を、広島教区 J-CaRM の毎年度の予算から支出してきました。しかし、教区の財政も年々厳しくなっており、先般、行われた J-CaRM の会議、平和の使徒推進本部会議、司教顧問会での協議を通して、2026年4月1日より、各小教区には、今後、以下のような対応をお願いすることになりますので、ご理解とご協力の程を、よろしくお願ひいたします。

- ① 外国語ミサの献金は、そのミサが行われた小教区の会計に納入する。
- ② 外国語ミサの司式司祭の交通費は、そのミサが行われた小教区の会計から支出する。

もし上記の方針によって不都合が生じる場合には、J-CaRM 担当の司祭までお知らせください。

なお、日本カトリック司教協議会の組織改編に伴い、これまで J-CaRM（日本カトリック難民移住移動者委員会）と呼ばれていた委員会の業務のうち、(a)難民・移住者・移動者の基本的人権を擁護する活動と、(b)滞日外国籍信徒の司牧にかかわる業務を区別することとなり、前者(a)を「いのち・平和・人権委員会」が、後者(b)を「多文化共生司牧部門」が取り扱うことになりました（2025年度臨時司教総会決議/2026年2月16日～20日）。広島教区内における従来の J-CaRM の業務のあり方や名称等につきましては、今後、関係者との協議のうえで、改めてお知らせいたします。

以上



+ Alexis Mitsuru Shirahama